

---

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第4、議案第52号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第52号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当から説明いたします。

（窓口税務課長 高橋和彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） そもそもこの改正は何のために政府はやったのか。その辺の趣旨を説明していただきたいんですが。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 我々どもが承知している趣旨といたしましては、国が示しているのは旧姓を使いながら活動されてる女性がいらっしやると、そういう女性が増加している中で、様々な活動の場面で旧姓をしやすくなるようにということで、これに伴って住民基本台帳施行令の一部が改正されて、これによって住民票にも旧姓、旧氏が併記されるようになりますし、マイナンバーカードにも旧氏が併記されるようになるということを、まず国の方で定めたものというふうに認識をしております。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---